

別紙 11 公園施設設置管理許可制度における公園使用料の考え方について

1 原則（営利を目的としない場合の使用料は、半額に相当する額とする。）

（1）設置許可に係る使用料

設置許可使用料単価は、すべての公園施設で同額とし、以下に示す最低額を想定している。

設置許可使用料単価の最低額 40 円／㎡・月

（2）管理許可に係る使用料

管理許可使用料単価は、すべての公園施設（駐車場を除く。）で同額とし、以下に示す最低額を想定している。

管理許可使用料（土地を管理する場合）単価の最低額

400 円／㎡・月

管理許可使用料（施設等を管理する場合）単価の最低額

1,100 円／㎡・月

2 個別公園施設

（1）駐車場使用料

既設の園内駐車場に係る使用料は、岬町立みさき公園条例（令和 2 年岬町条例第 1 号）第 8 条に規定する使用料とする。

表 1 駐車場使用料

区分		単位	使用料
駐車場	大型車	1 日使用	1 台 1 回 1,500 円
		月極使用	1 台 1 月 18,000 円
	マイクロバス	1 日使用	1 台 1 回 1,300 円
		月極使用	1 台 1 月 12,000 円
	二輪車		1 台 1 回 300 円
	その他の車両	1 日使用	1 台 1 回 800 円
		月極使用	1 台 1 月 6,000 円
	物品の販売又は頒布、募金その他これに類する行為		1 日 1 回 5,000 円
	野外ロケーション又は業として写真撮影その他これに類する行為		1 日 1 回 5,000 円
	競技会、集会、展示会その他これらに類する催し		1 日 1 回 5,000 円

（出典：岬町立みさき公園条例 別表 2）

（2）都市公園を占有する場合

都市公園を占有する場合の使用料は、岬町都市公園条例（昭和 43 年岬町条例第 29 号）第 8 条に規定する使用料とする。

表 2 都市公園を占有する場合の使用料

使用物件	単位	使用料
電柱(支柱、支線柱及び支線を含む。)	1本につき年額	1,820円
電話柱(支柱、支線柱及び支線を含む。)	1本につき年額	680円
共架電線その他上空に設ける線類	1mにつき年額	10円
地下に設ける電線その他の線類	1mにつき年額	5円
PHS無線基地局	1基につき年額	850円
公衆電話所	1個につき年額	1,710円
郵便差出箱	1個につき年額	600円
広告塔、看板その他これらに類するもの	表示面積1平方メートルにつき年額	2,125円
地下埋設物〔ガ ス管、上下水道 管等〕	外径が10cm未満のもの	70円
	外径が10cm以上30cm未満のもの	長さ1mにつき年額 120円
	外径が30cm以上のもの	210円
下構造物(マンホールその他これに類するもの)	使用面積1平方メートルにつき年額	620円
アーケードその他これらに類するもの	使用面積1平方メートルにつき年額	620円
上空又は地下に設ける通路	使用面積1平方メートルにつき年額	1,075円
工事用板囲、足場、詰所その他工事用施設	使用面積1平方メートルにつき月額	213円

(出典：岬町都市公園条例 別表3)

3. 使用料の減免に関する考え方について

都市公園使用料の減免については、岬町行政財産の使用料徴収条例（昭和53年岬町条例第13号）第8条及び岬町立みさき公園条例施行規則（令和2年岬町規則第7号）第7条の規定に基づくものとするを想定している。

・岬町行政財産の使用料徴収条例（抜粋）

（使用料等の減免）

第8条 土地又は建物の使用目的が次の各号の一に該当するときは、使用料及び第6条に規定する加算金を減免することができる。

- (1) 国又は地方公共団体において公共又は公共用に使用するとき。
- (2) 公共的団体又は公益団体がその事務又は事業のために使用するとき。
- (3) 災害その他緊急やむを得ない事態の発生により応急用の施設として使用するとき。
- (4) 前各号に定めるもののほか、町長が必要と認めるとき。

・岬町立みさき公園条例施行規則（抜粋）

（使用料の減免）

第7条 条例第10条に規定する特別の理由があると認めるときは、次の各号のいずれかに該当するときとする。

- (1) 天災その他緊急事態の発生により、避難し、又は待機する場所として、国又

は地方公共団体がみさき公園の公園施設を使用する場合で町長が適当と認めるとき。

(2) 次に掲げる者がみさき公園の公園施設を使用する場合で町長が適当と認めるとき。

ア 身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 15 条第 4 項の規定による身体障害者手帳(以下「身体障害者手帳」という。)の交付を受けている者

イ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)第 45 条第 2 項の規定による精神障害者保健福祉手帳(以下「精神障害者保健福祉手帳」という。)の交付を受けている者

ウ 知的障害があると判定されて療育手帳の交付を受けている者

エ アからウまでに掲げる者(以下「要介護者」という。)を介護する者(要介護者 1 人につき 1 人に限る。)

(3) 前 2 号に掲げる場合のほか、使用者の間の均衡を失しない範囲内において町長が特別の理由があると認めるとき。

4. その他

上記の考え方を及び事業者からの提案内容を踏まえ、みさき公園条例を改正予定(令和 3 年 6 月議会予定)である。